

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第203号	
事故等種類	衝突（かき筏）	
発生日時	平成22年10月8日（金） 20時20分ごろ	
発生場所	広島県廿日市市巖島長浦ノ鼻南方 玖波港4号防波堤灯台から真方位125° 1.8海里付近 (概位 北緯34° 14.3′ 東経132° 15.9′)	
事故等調査の経過	平成22年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者からの意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船種船名、総トン数 船種船名、総トン数	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船体 船底に擦過傷 かき筏 枠組の折損	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、2人を同乗させ、廿日市市可部島北東沖を約11ノットの速力で北西進中、平成22年10月8日20時20分ごろ、かき筏に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 1、視程 約6km（広島地方气象台） 海象：潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	本船は、レーダーを設置していなかった。 本船は、GPSプロッターを装備していたが、かき筏の位置を入力していなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、可部島北東沖を北西進中、船長が、適切な見張りを行っていなかったため、かき筏の位置を示す標識灯に気付かずに航行し、かき筏に衝突したものと考えられる。 船長は、本事故当時、雨が降っていたこと、及び北西方の陸上の灯火により、かき筏の位置を示す標識灯を視認しにくかった可能性があると考えられる。 船長は、本事故発生場所付近にかき筏が設置されていることを知っていたが、詳細な設置状況を調査していなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、可部島北東沖を北西進中、船長が、適切な見張りを行っていなかったため、かき筏の位置を示す標識灯に気付かずに航行し、かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。	

